

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

一般物品の最低購入金額の引き下げ等により、地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化を図る。

○「日本再興戦略」改訂2015 ー未来への投資・生産性革命ー(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

「2,000万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す」、「2,000万人が訪れる年に、日本全国で40万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを目標にする。

施策の背景

免税対象品目の拡大(2014年10月実施)、免税手続きカウンター制度やクルーズ埠頭における臨時的免税店届出制度の導入(2015年4月実施)により、地方における免税店は順調に拡大しているものの、新たに現場で発生している諸課題を迅速に解決する必要がある。

課題例

- 地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は、少額な販売が多く、現行の最低購入金額である10,000円に満たないことが多い。

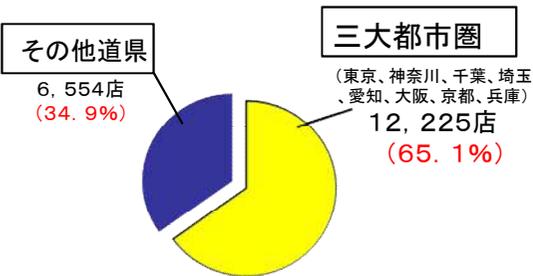


地域の民芸品・伝統工芸品は単価が2,000~3,000円程度のものが多い

【免税店数の増加】



《三大都市圏と地方部の免税店数》



要望の概要

地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化に向けた要望

- 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げ。

一般物品



ガラス細工



陶磁器



寄木細工

現 行

1万円を超えるもの

引下げ

要 望

5千円以上のもの

免税手続きの電子情報化等、利用者利便の向上、手続きの簡素化に向けた要望

- 旅行者情報・購買情報等を店舗において電子的に収集・活用する仕組みの構築に向けた検討と連動して、将来的な免税手続きの電子情報化に向けて検討する。



※その他、課題解決に必要な所要の措置を検討する

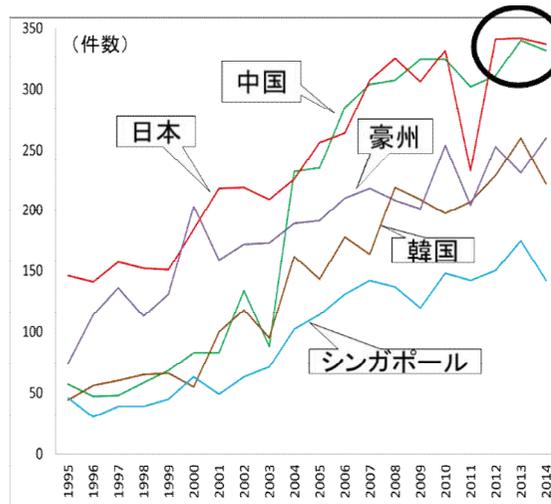
寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、国際観光振興機構(JNTO)が国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進する。

施策の背景

急速な経済成長を背景に、アジアにおける国際会議開催件数の増加は著しく、特に、この10年間は、中国との間で首位の座を競っている状況にある。日本のアジアNo.1の国際会議開催国としての地位を確立すべく、国際会議の更なる誘致・開催が求められる。

アジア・オセアニア主要国の国際会議開催件数



出所)ICCA(国際会議協会)統計より作成

政策上の位置付け

「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日閣議決定)において「**2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。**」目標を設定

施策の必要性

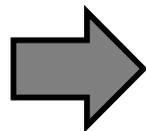
- 国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、国際会議自体は収益性が極めて乏しく、開催経費の多くは関係者の寄附に頼らざるを得ない状況である。
⇒ 寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。
- 現在の寄附金の要件はICCA(国際会議協会)による国際会議統計の基準に合致していない。
⇒ 国際的な基準に合わせる必要がある。

要望の概要

以下の要件に合致する国際会議について、JNTOに寄附をした場合、寄附金の法人税・所得税が控除される。

<現行の主な要件>

外国人	おおむね50人以上
参加国数	おおむね10か国以上
全参加者数	おおむね200人以上
開催経費	おおむね2,500万円以上



<改正案(ICCAの統計基準に準拠した改正案)>

外国人	おおむね50人以上
参加国数	おおむね3か国以上
全参加者数	要件撤廃
開催経費	おおむね500万円以上

⇒日本の国際会議の開催件数の底上げを行う。